

3 介護予防・日常生活支援総合事業について

《介護予防・日常生活支援総合事業について》

➤ 宇治市生活支援員養成研修について

本市では、平成 29 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しています。

令和 2 年度まで、要支援認定等をもつ高齢者に対して掃除・買い物・洗濯等の家事のみを支援する生活支援型訪問サービスの担い手として従事できる方を養成する研修（演習・実習を含む計 39 時間）を実施してきましたが、令和 3 年度より、他種サービスも含めた人材確保の観点から、本市で介護に関する入門的研修（講義 21 時間）を実施することとしています。

宇治市生活支援員の雇用を希望される事業所については、下記のとおり、入門的研修修了者に対して演習・実習部分の研修を実施いただき、市へ報告書の提出をいただくことで、宇治市生活支援員養成研修修了証書を交付することとします。

※ 実施方法や研修内容の詳細については、市ホームページに掲載します。

【宇治市生活支援員養成研修 研修内容および実施機関】

研修科目		＜令和 2 年度まで＞	＜令和 3 年度より＞
講義	21 時間【入門的研修】	市	市
演習・実習	16.5 時間	市	生活支援型訪問サービス事業所
振り返り	1.5 時間	市	—
計	39 時間		

➤ 訪問型サービス（第1号訪問事業）

サービス 種別	訪問介護相当サービス	生活支援型訪問サービス （訪問型サービスA）
サービス 内容	・掃除、買い物代行、調理、洗濯等の生活援助（老計10号の範囲内） ・入浴介助、外出介助、服薬介助、自立生活支援のための見守りの援助等の身体介護	掃除・買い物代行・調理・洗濯等の生活援助（老計10号の範囲内）
利用者の 状態像	・認知機能の低下、精神疾患等により専門的なケアが必要な方 ・身体介護が必要な方	買い物や調理、掃除等の日常生活内の支援が必要な方
サービス 提供の 考え方	60分以上を想定 （提供に必要な時間）	60分以内
サービス 提供者	訪問介護事業者の従事者	訪問介護事業者の従事者 （宇治市生活支援員含む）
実施方法	事業者指定	事業者指定
サービス 単価	・本体報酬 月額包括報酬 （Ⅰ）1,176 単位 （Ⅱ）2,349 単位 （Ⅲ）3,727 単位（要支援2に限る） ・1 単位＝10.42 円	・本体報酬 1 回あたり単価 232 単位 ・1 単位＝10 円

(※令和6年4月時点)

サービス 種別	住民主体型生活支援 (訪問型サービスB)	訪問型 短期集中予防サービス (訪問型サービスC)	移動支援 (訪問型サービスD) ※現在調整中
サービス 内容	住民主体の自主活動として 行う生活援助等 ①NPO、ボランティア等による掃除、洗濯、買い物援助など簡易な支援(老計10号の範囲内) ②上記以外の生活支援の提供 (居宅での自立生活の継続の観点から必要とする「話し相手(対話や傾聴)」、「見守り」等)	作業療法士または理学療法士、歯科衛生士、栄養士、看護師などの専門職が定期的に短期間訪問して、健康相談および、運動・栄養・口腔ケア指導などを実施	①通院や買い物等をする場合における送迎前後の付き添い支援 (目的地における介助は対象外) ②通所型サービスや一般介護予防事業への送迎(ただし、別主体の実施に限る)
利用者の 状態像	簡易な一部の支援により日常生活が保てる方	・初期の生活不活発病により心身機能が低下し、生活機能の改善に向けた支援が必要な方 ・生活の変化により生活機能が低下し、閉じこもりとなっている方	簡易な一部の支援により日常生活が保てる方
提供頻度 提供時間	・週2回まで ・60分以内	・1回60分程度 ・3か月間(最長6か月) ・最大10回 ※通所型短期集中予防サービスとの併用の場合は、最大2回まで	・概ね週1回
サービス 提供者	ボランティア主体 (健康長寿サポーター【※1】等)	・市が実施主体 ・専門職(看護師、理学療法士・作業療法士、栄養士、歯科衛生士)が実施	社会福祉法人、ボランティア、NPOなど ※実施主体が運送料を徴収する場合、福祉有償運送の登録が必要
利用者 負担	実施団体ごとに設定	無料	・道路運送法上の登録のない団体 ⇒無料 ・道路運送法上の登録のある団体 ⇒実施団体により設定

➤ 通所型サービス（第1号通所事業）

サービス 種別	通所介護相当サービス	短時間型通所サービス （通所型サービスA）
サービス 内容	送迎、レクリエーション、入浴、機能訓練、食事等	機能訓練等
利用者の 状態像	長時間の専門的なケアが必要な方	運動器機能訓練を中心とした短時間サービスを継続的に利用することで、身体機能の維持・向上が見込まれる方
サービス 提供の 考え方	原則5時間以上	2時間以上5時間未満
サービス 提供者	通所介護事業者の従事者	通所介護事業者の従事者
実施方法	事業者指定	事業者指定
サービス 単価	・ 本体報酬 月額包括報酬 週1回利用 1,798単位 週2回利用（要支援2に限る） 3,621単位 ・ 1単位＝10.27円	・ 本体報酬 1回あたり単価328単位 ・ 1単位＝10円

サービス種別	住民主体型通いの場活動支援 (通所型サービスB)	通所型短期集中予防サービス (通所型サービスC)
サービス 内容	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	・運動指導、栄養指導、口腔ケア指導等を複合的に実施する通所型サービス ・原則、教室開始前後に、理学療法士または作業療法士による訪問相談指導を併用して実施 ・送迎付き（無料）
利用者の 状態像	介護予防のため、比較的短時間の運動や交流等による機会の確保が必要な方 ①簡易な支援で日常生活が保てる方 ②閉じこもりがちな方 ③専門職による支援・関与の必要性が低い方 ④心身の状態が安定しているが継続的な関わりが必要な方	・初期の生活不活発病により心身機能が低下し、生活機能の改善に向けた支援が必要な方 ・生活の変化により生活機能が低下し、閉じこもりとなっている方 ・短期集中的な介入により改善が見込まれる方
提供頻度 提供時間	・2時間程度の心身活性化のための活動 ・概ね週1回程度の活動 ・プログラムに介護予防のための体操等を実施	・週1回、全10回（約3か月間） ・1回1時間30分。 ※原則、訪問指導を最大2回実施。
サービス 提供者	ボランティア主体 (健康長寿サポーター【※1】等)	・委託事業所（宇治市福祉サービス公社） ・専門職（理学療法士・作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、看護師）が実施
利用者負担	実施団体により設定	無料

【※1】健康長寿サポーターとは、高齢者に対してちょっとした身の回りの生活支援（掃除や買い物等）や通いの場等のボランティア活動をされる方として、市が養成しています。